

週二回(火、金)
必要に応じ号外
定期発行

公報

第三号

一九七〇年
一月十三日

規則
則

規則第五号
主税局組織規則の一部を改正する規則

一九七〇年一月十三日

行政主席 屋 良 朝 苗

領(法務局訓令第一号)

建設局事項

○建築士事務所の登録について

(建設局告示第一号)

○警察手帳の無効について(錢

察本部告示第一号)

○中央教育委員会事項

○中央教育委員会議招集につ

いて(中央教育委員会告示第

示第六号)

主税局事項

公 告

告示第5号

主税局組織規則(一九六五年規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 稽査犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締り並びに租税の課税標

達の調査及び検査に関する事務で主税局訓令で定めるものを行なへどと。

第四十三條第一項中「直税調査監察官十一人、間税調査監察官四人」を「調

査査察官十四人」に改める。

第四十三條第二項中「直税調査監察官及び間税調査監察官」を「調査査察

官」に改めむ。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○道道路の位置の指定について

○税關貨物取扱人の資格認定公

告

○日本税法施行規則の一部を改

正する訓令(主税局訓令第

一號)

○調査査察課の所掌事務の範囲

を定める訓令(主税局訓令第

二号)

法務局事項

○法務局復帰対策協議会設置要

記

1970年1月13日(火曜日)

意匠 ウシデーツ
印刷 赤、青、黄、黒
印面寸法 たて22.5ミリメートル×よこ40ミリメートル

勘定第六項

無税病院及び母乳病院の診療科（一大丸西田母乳病院[西田十八母]）の「婦を改定する旨を次のとおり定め、公布の由を以て廃止する。

一九七〇年一月十一日

主税局長 国良朝典

無税病院及び母乳病院の診療科（一大丸西田母乳病院[西田十八母]）の「婦を改定する旨を次のとおり定め、公布の由を以て廃止する。

主税局事項

主税局告示第1号

煙草消費税法第31条の4第1項但書の規定により、次のとおり烟草消費税納稅者印の押捺省略を承認したので、同法施行規則第40条第4項の規定により告示する。

1970年1月13日

主税局長 稲洲一雄

煙草消費税法第31条の4第1項但書の規定により、次のとおり烟草消費税納稅者印の押捺省略を承認したので、同法施行規則第40条第4項の規定により告示する。

1970年1月13日

主税局長 稲洲一雄

主税局告示第2号
主税局規則規則（1965年規則第85号）第7条の規定に基づき、主税局の調査監察課の所掌事務の範囲を定める割合を次のとおり定める。

1970年1月13日

主税局長 稲洲一雄

主税局規則監査監察課の所掌事務の範囲を定める割合
GOVERNMENT IMPORT DUTY PAID
の文字を印刷した証紙を貼付してある。

主税局規則監査監察課の「婦を改定する旨を以て廃止する」とは、次に掲げるものとする。
1 納稅義務者についての租税犯則取締法に基づく調査、検査及び处罚の取締りに關すること。

一九七〇年一月十一日

主税局長 稲洲一雄

主税局規則監査監察課の「婦を改定する」とは、次に掲げるものとする。
1 納稅義務者についての租税犯則取締法に基づく調査、検査及び处罚の取締りに關すること。

- 2 前号に掲げるもののほか、調査監察課において特に調査させる必要があると認める者の課税標準の調査、検査に關すること。

(3) **概 則**

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
2 主税局の調査監察課の所掌事務の範囲を定める訓令（1967年主税局訓令第6号）は、廃止する。

法務局事項

(運輸担当官)

- 第8条 会議の円滑な運営と連絡の徹底を期するため、連絡担当官を置き総務課長をもってあてる。
- (庶務)
- 第7条 会議の庶務は、総務課においてこれを処理する。

- 法務局訓令第1号
法務局復帰対策協議会設置要領を次のようく定める。

1970年1月13日

法務局長 岸 本 利 男

法務局復帰対策協議会設置要領

(設置)

- 第1条 1970年返還決定に伴い復帰体制の万全を期するため、法務局に臨時に復帰対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 1 各部の長及びこれに相当する職にある者
2 各課の長及びこれに相当する職にある者

(議長)

- 第3条 協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、会務を総理する。
3 議長に事務あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、必要に応じて議長が招集するものとする。
2 議長は、特に必要があると認めたときは、関係職員を参考人として会議に出席させて意見を求めることができる。

(所掌事務)

建設局事項

建設局告示第1号

- 建築士法（1953年立法第37号）第25条の3の規定に基づき、次のとおり建築士事務所の登録をしたので告示する。

1970年1月13日

建設局長 宮 里 栄 一

- 登録番号 第9-162号
申請者 氏名 金城清正
商号又は名称 金清工務店
事務所の所在地 神奈川県横浜市宇都宮町39番地
組合 分 2級建築士事務所
区管理建築士 2級建築士 金城清正
登録番号 第0-110号
申請者 氏名 特保宏幸
商号又は名称 カリマタ建築設計事務所

申込

7.30M	309.28M	" " 八重島原1627、1628、1631、1630 " " " 1625、1629 " " 一里根原1331、1352、1354、 1357、1333、1332、 1353、1358番地
5.00M	111.50M	" " 131、1300、1322 " " 1322-1番地

建築基準法第38条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定をしたから
次のとおり公告する。

1970年1月13日

行政主席 屋 良 昭 苗

税関貨物取扱人試験委員長
糸洲 一雄

税関貨物取扱人 (1956年立法第61号) 第3条第1項第2号の規定に基づ
き、下記の者に対し、税関貨物取扱人の資格を認定したので公告する。

1970年1月13日

1 申請人住所 宜野湾市字上原石崎3番地
氏名 蔵 盛 一 夫

認定番号 氏 名 住 所
第93号 藤 里 昌 男 那覇市守音宮314

第94号 大 田 守 貞 那覇市字天久933

申込
認定

建築基準法施行細則第23条の規定により、道路位置の廃止の届け出があり認
止したので次のとおり公告する。

1970年1月13日 (火曜日) (5) 1970年1月13日 (火曜日)

行政主席 屋 良 昭 苗

税關貨物取扱人試験委員長
糸洲 一雄

マーカ	盛 一 夫	藤 里 昌 男	申 通	認 定
一	2	税關貨物取扱人試験委員長	申 通	認 定

1 申請人住所 那覇市字細川82番地
氏名 大嶋ヨシ子

2 道路位置の廃止

1970年1月13日(火曜日)

公

報(1961年1月6日第3種郵便物認可)第3号(6)

一九六九年十一月十七日付公報号外第百十六号登載の「警察職員超過勤務手当支給規程、琉球警察組織規則施行規則」中次のとおり掲載。

頁 編 行	器							正								
1 上 10	警察職員の超過勤務							警察職員超過勤務								
19 上 4	計	532	91	1		計	531	91	1					
	21	上	13	交通課	32	1	2	7	23		交通課	33	1	2	7	23
	32	上	9	警備係	2		1				警備係	2	1	1		
	32	上	10	保安課	6		1	2	2		保安課	6	1	2	2	
	上	13	刑事課	17			1	2	13		刑事課	17	1	1	2	13

販売所	発行所
総務局海外庁警察部文書課	総務省財務部用度課
一回印刷	

公報 第3号

0036